

第 1 2 回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木) 第二会議室 9:30～

○ 議題

会 長	(岡山 会長) おはようございます。 本日の出席委員は 9 名中 9 名で定数に達しておりますので会は成立で す。 ただいまから、令和 6 年第 12 回龍郷町農業委員会定例会を開催します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。
《日程第 1》	
議 長	(岡山 会長) 議事録署名委員の指名を行います。 本定例会の議事録署名委員は、会議規則第 42 条の規定によって、 7 番 恵島廣光委員、及び 8 番 岡山チカ子委員を指名いたします。
《日程第 2》	
議 長	(岡山 会長) 諸般の報告を行います。 諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって報告とします。なお、 特別に報告が必要な場合は、《日程第 5》その他で発言をお願いいたしま す。
《日程第 3》	
議 長	(岡山 会長) 議案第 46 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。 議案第 46 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いい たします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 46 号の議案書をご覧ください。 非農地証明願いについて、1 議案 1 件です。 非農地証明交付申請の承認について 令和 6 年 12 月 19 日提出
事 務 局	(満尾 次長)

		1 番 農地の所在、「龍郷町嘉渡金久 558 番」、面積「161 m²」、地目 登記簿「畑」・現況「宅地」、農振区分「農振地区域外」、都計区分「都市計画区域外」、権利種別「非農地証明」、所有者「〇〇氏 龍郷町嘉渡〇〇」、説明します。 申請地は、現在休耕放棄しており、周辺は宅地化しているため今後も農地としての利用は不可能であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。 資料として「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考としてください。 以上で、議案第 46 号の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、嘉渡地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
4	番	(大江 委員) 議案第 46 号 1 番「非農地証明について」報告いたします。 令和 6 年 12 月 12 日〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。 申請地は、昭和 30 年頃から不耕作地となっており、現状は宅地化状態で農地性を喪失しています。5 ページをお開きください。申請地は昭和 45 年 4 月 20 日にコンクリートブロック造の平屋を新築されています。固定資産税は宅地として課税されています。 申請に必要とする書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議	長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
3	番	(重山 委員) 議案第 46 号 1 番について、令和 6 年 12 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 龍南地区 濱田推進委員と重山の 6 名により、協議したことについて、担当 福山が報告をいたします。 非農地の目的について、昭和 45 年に地目が農地であるが、家を建築し、現在は宅地化しており、協議では適当であると判断しました。信用性について、問題はないと判断しました。申請面積が妥当であるか、申請面積に

	ついて 161 m²であり、また宅地化しており農地としての生産性は低いものと考えられ、周辺は宅地化しており特に農地に対しては、協議では支障なしと判断しました。 以上を事前協議の結果として報告いたします。
議 長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
2 番	(柳 委員) 昭和 45 年に建築されているとのことであるが、自己資金で建築されているのか。筆界未定ということであるが、問題ないのか
4 番	(大江 委員) 全部事項証明書にもあるように、申請者父から母に登記名義が移り、現在は申請者に移っている
事 務 局	(迫地 局長) 筆界未定地になった理由は近年のことで、地籍調査の時に筆界未定地であったため調査がなされず、本来であれば地籍調査で宅地と現認できるところが筆界未定の関係で難しくなってしまった。
議 長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 46 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 46 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第 47 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 47 号の議案書をご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 議案 1 件です。

	農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和6年12月19日提出
事務局	(満尾 次長) 1番 農地の所在、「龍郷町浦字浦道 1136 番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、次に「龍郷町浦字浦道 1144 番 2」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」、合計面積「3,210 m²」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町浦〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町瀬留〇〇」 説明します。 申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書にはサトウキビを栽培し、年間販売計画は 25 万円程度の売上を計画しています。 以上で議案第 47 号の朗読並びに説明を終わります。
議長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
8 番	(岡山 委員) 議案第 47 号 1 番について、令和 6 年 12 月 12 日代理人〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農業を始めるため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。 許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告いたします。
議長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
農地利用最適化推進委員	(龍南地区 濱田 推進委員) 議案第 47 号 1 番について、令和 6 年 12 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 3 番 重山委員と濱田の 6 名により、協議したことについて、担当濱田が報告をいたします。 転用目的・信用性について、疑義があるため認められないと判断しました。申請用途の確実性について、協議では不確実と判断しました。

	以上で事前協議の結果として報告いたします。
議 長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
6 番	(西田 委員) 事前協議の結果は何か無いのか 結論が出なければ意味が無いのでは
農地利用最 適化推進委 員	(龍南地区 濱田 推進委員) みなさんの意見も聞きたい。
4 番	(大江 委員) 何故定例総会に預けなければならなかったのか理由を再度説明いただきたい
農地利用最 適化推進委 員	(龍南地区 濱田 推進委員) 周辺地を法人〇〇が取得しており、その代表取締役が 3 条申請者となっている。
2 番	(柳 委員) 譲渡人と譲受人の関係性は
事 務 局	(迫地 局長) 申請者代理人からの聞き取りではいどこである。
議 長	(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 47 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手なしです。 したがって、議案第 47 号 1 番は否決されました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 48 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 議案第 48 号について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 48 号の議案書をご覧ください。

	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1議案2件です。 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和6年12月19日提出
事務局	(満尾 次長) 1番 農地の所在、「龍郷町中勝字上青蓋984番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「507 m²」、権利「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏・〇〇氏 東京都府中市〇〇」、譲受人「〇〇株式会社 東京都大田区〇〇」転用目的「露天駐車場」 説明します。 申請者は、申請地向いの会社の代表であり、会社用駐車場して当該地に、露店駐車場を建設するものであります。申請地の北側は農道及び集団の農地となっているが、近隣には大型店舗、又、周囲には宅地が混在しており、今回転用することで周辺部農地への影響は少ないものと思われます。 なお、この申請地は農振除外の申請もしており4月の総会にて意見を求めたところであります。 以上で議案第48号1番の朗読並びに説明を終わります。
議長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、中勝地区代理委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
1番	(飯田 委員) 議案第48号1番について、令和6年12月12日、代理人〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏・〇〇氏から露天駐車場建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするもので、今後、会社を規模拡大し、従業員を募集開始する予定です。今現在、敷地内に従業員用・お客様駐車場がある状態で場内にスペースが無く危険な状態であります。 許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
3番	(重山 委員)

	議案第 48 号 1 番について、令和 6 年 12 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 龍南地区 濱田推進委員と重山の 6 名により、協議したことについて、担当 重山が報告をいたします。 転用目的について、譲受人の〇〇(株)が会社用駐車場として活用したいとの事で協議では適当であると判断しました。申請面積について、普通自動車 21 台分の駐車場であり、507 m²の面積は協議では適当であると判断した。信用性・周辺農地等の支障・確実性について、申請書に示されており協議では適当であると判断しました。 以上で事前協議の結果として報告といたします。
議 長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 48 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 48 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 次に、議案第 48 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事 務 局	(満尾 次長) 2 番 農地の所在、「龍郷町赤尾木字東通 41 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「163 m²」、権利「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町赤尾木〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町赤尾木〇〇」転用目的「露天駐車場」 説明します。 申請者は、申請地の近隣に居住しており当該地に、自宅駐車場及び事務所来客用駐車場として露天駐車場を建設するものであります。申請地の周囲には宅地が混在しており、今回転用することで、周辺部農地への影響は少ないものと思われます。

		以上で議案第 48 号 2 番の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(岡山 会長) ただ今の説明に関連して、赤尾木地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
3	番	(重山 委員) 議案第 48 号 2 番について、令和 6 年 12 月 12 日、代理人〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。 譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から露天駐車場建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。 許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。 ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。
議	長	(岡山 会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。
農地利用最 適化推進委 員		(龍南地区 濱田 推進委員) 議案第 48 号 2 番について、令和 6 年 12 月 12 日、会長・事務局・協議担当者 3 番 重山委員と濱田の 6 名により、協議したことについて、担当濱田が報告をいたします。 転用目的・信用性について、協議では適当であると判断しました。申請面積について、来客者用も含む 5 台分の駐車場として転用しようとするもので協議では適当であると判断しました。周辺農地等の支障・確実性について、協議では適当であると判断しました。 以上で事前協議の結果として報告といたします。
議	長	(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
1	番	(飯田 委員) あいだの農地に耕作している作物はあるか
3	番	(重山 委員) 無い 別の所有者である
1	番	(飯田 委員) 承知した
議	長	(岡山 会長)

	他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 48 号 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 48 号 2 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	(岡山 会長) 議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 議案第 49 号は、本日配布しています総括表に記載されているとおり 1 件です。事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。
事 務 局	(碓山 係長) 議案第 49 号の議案書をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和 6 年 12 月 19 日提出 今月の利用権の設定は、賃貸借 1 件、2 筆、7,785 ㎡です。 議案書及び利用権設定明細に、借り人、貸し人、地目等詳細を記載していますので、お目通しください。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 49 号の朗読並びに説明を終わります。
議 長	(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。 質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 49 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 49 号は原案のとおり承認することに決定いたしま

		した。
《日程第 4》		
議 長		(岡山 会長) 協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 ・なし
《日程第 5》		
議 長		(岡山 会長) その他について何かございませんか。 ・なし
議 長		(岡山 会長) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 令和 6 年第 12 回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。
		閉会 午前 10 時 45 分